

普及協会☆技術メルマガ	
品確法（住宅性能評価）の省令・告示が	
04 改正されました	
2014/ 2/25	
性能評価課	

品確法（住宅性能評価）の省令・告示改正

本日、平成 26 年 2 月 25 日付で、品確法の省令・告示が改正されました。改正内容は以下の 4 つになります。基本的に、施行は平成 27 年 4 月 1 日からとなっておりますが、一部、平成 26 年 2 月 25 日から施行される項目もありますので、ご注意ください。

1. 省エネ基準の見直し等に伴う改正

省エネ法に基づく住宅省エネ基準の改正（H25.10）及びエコまち法に基づく低炭素建築物認定基準の制定（H24.12）に伴い、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の省エネに関する部分が改正されました。

「5. 温熱環境に関すること」「5-1. 省エネルギー対策等級」が、それぞれ「5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること」「5-1. 断熱等性能等級」に改められ、新たに「5-2. 一次エネルギー消費量等級」が加えられました。

施行：平成 27 年 4 月 1 日

（平成 27 年 3 月 31 日までは従前の基準が適用されます）

なお、「5-1. 断熱等性能等級」は平成 26 年 2 月 25 日から適用することができます。

2. 液状化に関する情報提供

東日本大震災を踏まえ、専門家への相談や流通時の判断材料として活用できるよう、液状化に関する情報提供を行います。申請者からの申出があった場合に限り、把握されている情報を評価書に参考情報として記載します。

施行：平成 27 年 4 月 1 日

3. 必須/選択項目の範囲の見直し

新築住宅において、全 10 分野 32 項目のうち必須項目となっている 9 分野 27 項目について、必須項目の範囲を見直します。

施行：平成 27 年 4 月 1 日

4. その他改正事項

J I S 改廃に伴う改正等の所要の改正です。(J I S 改廃に伴う改正、共用排水管の横主管の掃除口間隔の取扱い等)

施行：平成 26 年 2 月 25 日

参考：官報（2 月 25 日の号外（37 号））

<http://kanpou.npb.go.jp/>

……♪お気軽にお問い合わせください♪……

◆	住宅金融普及協会 審査本部
◆	〒112-0014 東京都文京区関口 1-24-2 関口町ビル
◆	確認検査課 TEL 03-3260-7395
◆	性能評価課 TEL 03-3260-9821
◆	適合証明課 TEL 03-3260-7350
◆	FAX …… 03-3260-3819
◆	URL …… http://www.sumai-info.com/